

富士見地区タクシー利用助成券の利用方法

次の手順に沿ってご利用ください



手順1 乗車【利用時間 午前6時30分～午後9時30分まで】

- 【方法】
- ご自宅や各乗降ポイント(目的地)に迎車予約し、車両に乗車
 - 二宮駅北口タクシー乗降場その他乗降ポイント(目的地)に待機する車両に乗車

手順2 「利用助成券」の提示

必ず発車前に運転手に提示してください。
(タクシー運転手が利用助成券番号を確認する必要があります。)



手順3 目的地またはご自宅まで移動

乗降ポイント(目的地)は、
国府中学校西口、湘南大磯病院、国府支所、スーパーヤオマサ、
二宮駅北口、バス停(栗谷前、元町北、堂面、元町)付近となります。

手順4 利用料金(500円)の支払い

タクシーは1回あたりの利用料となり、複数人で乗車した場合は、
降車時に代表者お一人が利用料をお支払いください。
(精算は同乗者同士で行ってください。)

利用助成券使用上の注意

- 平日の午前6時30分から午後9時30分までの利用(乗車)に限ります。
(年末年始(12月29日から1月3日)を除く)
- 中面の乗降場所図に示す場所で乗降可能です。
(ただし、バス停前後10mの範囲を除きます。)
- 1回の乗車で500円の負担が必要です。
- 利用助成券は必ず「乗車時」に運転手へ提示してください。
- 利用助成券は本人のみ利用可能です。
- 協定事業者以外のタクシーでは助成が受けられません。



富士見地区タクシー利用助成券 交付制度のお知らせ

令和8年9月1日から新たな助成制度が始まります！

令和8年8月末に富士見地区の神奈中バス(補助路線バス)運行終了に伴い、大磯町では緊急対策として、令和8年9月1日から富士見地区の住民の皆様を対象に、タクシー利用の助成制度を開始します。



タクシー利用助成券交付制度の概要

1. **利用対象者** 富士見地区(虫窪・黒岩・西久保地区)の住民の皆様
2. **利用可能日** 月曜日から金曜日の**平日**【年末年始(12月29日から1月3日)を除く】
※土曜日、日曜日、祝日は利用できません
3. **利用可能時間** 午前**6時30分**から午後**9時30分**まで
※この時間帯の「乗車」に限られるため、ご注意ください。
4. **利用可能な乗降場所**
ご自宅⇄〔国府中学校西口・湘南大磯病院・国府支所・スーパーヤオマサ
二宮駅北口・バス停付近(栗谷前・元町北・堂面・元町)〕
※二宮駅北口など各目的地に待機している車両にも乗車できます。
※乗降ポイント(目的地)間(例：湘南大磯病院～国府支所など)の移動は
利用対象外です。(内面、乗降場所図参)
5. **利用料** 1回**500円**
※複数人で乗車した場合でも、代表者1名が1回分の利用料500円をお支払いください。(精算は同乗者同士で行ってください。)
6. **利用可能なタクシー事業者(町と協定を結ぶ事業者)**
①神奈中タクシー(株)二宮営業所 TEL：050-3100-2222
②伊豆箱根交通(株)大磯営業所 TEL：0463-70-4445
※基本的に電話で予約してください。タクシー予約をアプリで行う場合、
協定事業者ではない事業者が対応することがあるため注意してください。

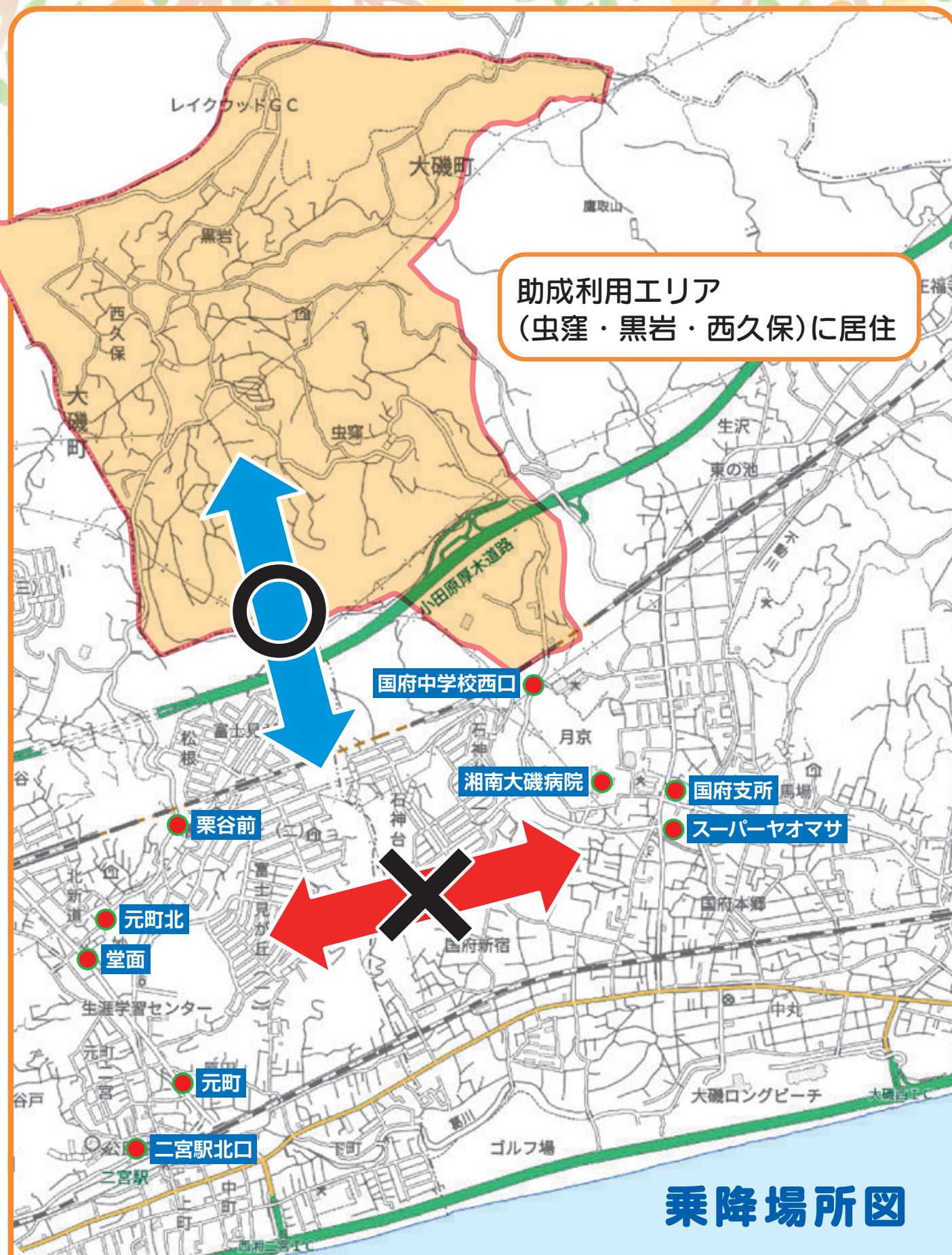
まずは、タクシー利用助成券の交付申請を！

町がタクシー利用助成券を発行します。

利用券交付申請書は、役場2階都市計画課、又は町ホームページにご用意しています。
必要事項を記入のうえ、来庁・郵送・FAX・Eメールにてお申し込みください。

※申請時に申請代表者の本人確認できる書類(運転免許証等)の提示が必要です。
(電子メール、郵送又はFAXの場合は、写しを添付してください。)

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地 大磯町役場 都市建設部都市計画課
FAX：0463-61-1991 Eメール：toshi-sido@town.oiso.kanagawa.jp



助成利用エリア
(虫窪・黒岩・西久保)に居住

乗降場所図

助成利用エリアと
乗降ポイント（目的地）の間の
タクシー利用について助成が適用されます。

よくあるご質問

Q: 1台のタクシーへ相乗りする場合は、タクシー運転手に全員の利用助成券の提示が必要ですか？

A: 支払いをする代表者のみ提示してください。

Q: 電車の遅延やタクシー乗り場の順番待ちで午後9時30分以降の乗車となった場合は利用助成券を利用できますか？

A: 利用できません。利用可能時間内に乗車した場合のみの利用となります。

Q: 自宅までの迎車料金は助成対象になりますか？

A: 助成対象になります。利用可能なタクシー会社に迎車予約してください。

Q: バス停がある乗降ポイントは、バス停での乗降となりますか？

A: 本事業の一部の乗降ポイントは、既存のバス停を目安にしていますが、バス停での乗降は道路交通法で禁止されているため、バス停付近での乗降となります。

Q: 二宮駅北口タクシー乗降場から堂面バス停付近(乗降ポイント(目的地)間)での乗降はできますか？

A: 乗降ポイント(目的地)間での助成券の利用はできません。乗降ポイント(目的地)間の移動は通常の料金をお支払い下さい。

利用可能なタクシー会社

神奈中タクシー株式会社	☎050-3100-2222
伊豆箱根交通株式会社	☎0463-70-4445